

食品安全情報（化学物質） No. 20/ 2010 (2010. 09. 22)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EU】](#)

1. ミツバチ用医薬品に関するワークショップ
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. OPC プラスと微小循環改善による慢性静脈不全リスク削減に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見
2. 年次報告書 2009
3. クローン動物についての現状更新
4. EU 市場で販売される遺伝子組換え昆虫の環境リスク評価基準の定義 外部報告書

[【FSA】](#)

1. 輸入食品と飼料のサンプリング活動報告書発表
2. GM 対話についての声明

[【CRD】](#)

1. モニタリング報告 2010

[【RIVM】](#)

1. 農薬認可のためのオランダ食事リスク評価モデルの改訂

[【EVIRA】](#)

1. きこの取り扱いガイドライン

[【FDA】](#)

1. FDA は電子煙草販売業者 5 者に警告
2. 警告文書（表示関連）
3. ダイエタリーサプリメントとして販売されている製品のアロマトーゼ阻害剤：リコール

[【USDA】](#)

1. USDA はテンサイについて次の段階を発表

[【CFIA】](#)

1. CFIA は輸入食品への規制案に意見を募集
2. 消費者は乳児用粉ミルクの缶をよく調べるように

[【KFDA】](#)

1. 2010 年上半期の多消費食品の収去・検査結果の発表
2. 食品の疾病治療などの虚偽・誇大広告に注意
3. 韓国は食品をどのくらい輸入していますか？

[【その他】](#)

- ・ 食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・ (ProMED-mail) 食中毒 ロシア 亜硝酸ナトリウム
- ・ (米国歯科医師会) BPA のレビュー；歯科用材からの暴露評価
- ・ (Nature ニュース) トランスジェニック魚大きくなる

● 欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. ミツバチ用医薬品に関するワークショップ

Workshop on medicines for bees - What the Agency can do to increase availability

http://ec.europa.eu/food/animal/liveanimals/bees/veterinary_medicines_en.htm

ミツバチの減少が問題になっている中で、養蜂家が困っていることの一つにミツバチの病気を治療するための適切な薬がないことがある。そこで欧州医薬品庁（EMA）が 2009 年 12 月 14～15 日にこの問題に関するワークショップを開催した。

* 報告書：Workshop on medicines for bees - What the Agency can do to increase availability

http://ec.europa.eu/food/animal/liveanimals/bees/docs/EMA_conclusions.pdf

例えば世界で一番コロニー崩壊が多いとされる米国ではミツバチは受粉がメインの仕事で単一の花から得られるハチミツはどちらかといえば副産物である。一方 EU ではハチミツが目的で養蜂をしている場合が多く、多様な花から蜜を集めている。ミツバチの群れには病原菌が常にいるが症状が出るかどうかはその環境にもよる。

ハチミツから抗生物質が検出されることは多く、EU 産でも検出されている。EU ではハチミツの抗生物質についてはゼロトレランスであるが、これは貿易上問題がある。MRL の設定が望ましいが、ハチミツに対するイメージを損なうとして抵抗がある。ミツバチ用の医薬品が少ない理由などについても検討している。

ミツバチの病気は認可された動物用医薬品の適切な使用により管理されるのが望ましいが、現状は認可されていない「ホームメイド」医薬品が不適切に使われている。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2010 年第 36 週～第 37 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

警報通知（Alert Notifications）

スペイン産貝の未知の毒素（脂溶性毒素）、中国産コップからのカドミウム（2.37 mg/dm²）と鉛（22.54 mg/dm²）の溶出、中国産米粉の未承認遺伝子組換え（KeFeng6、BT63）、香港産ピーナッツ入りチリソースのガラス瓶の蓋からの DINCH の溶出（322.8 mg/kg）など。

情報通知（Information Notifications）

ガンビア産燻製ナマズ切り身のベンゾ(a)ピレン（10 μg/kg）、ブラジル産ステーキナイフセットからのクロムの溶出（1.85/4.28 mg/L）、ポーランド産卵のエンロフロキサシン（2426.6 μg/kg）、オランダ産ホウレンソウの硝酸（3034 mg/kg）、中国産ソーセージの皮のニトロフラン代謝物ニトロフラゾン（濃度未記載）、イタリア産ウサギ用飼料のテトラサイクリン、中国産メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出（180、196、246 mg/kg）と総溶出

量超過 (219、216、230 mg/kg)、チリ産リンゴのモルフォリン (0.8、2.2 mg/kg)、ナイジェリア産燻製ザリガニのベンゾ(a)ピレン (20 μg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産調理器具からのクロムの溶出、イスラエル産ウォールジャーマンダーを含む食品サプリメントの未承認販売、アラブ首長国連邦産 zam zam 水のヒ素 (22 μg/L) と硝酸 (117 mg/L)、中国産オーガニック乾燥ゴジベリーのアセタミプリド (0.24 mg/kg)、アルゼンチン産生鮮オレンジのマラチオン (0.05、0.06、0.12 mg/kg)、ウルグアイ産プロポリスのオキシテトラサイクリン (3660、3200 μg/kg)、中国産食器からのニッケルの溶出、中国産キャンプ用ナイフからのクロムの溶出 (0.395 mg/kg)、ベトナム産冷凍カエル脚の未承認照射、ブラジル産冷凍調理済み牛肉のイベルメクチンなど。

他アフラトキシン等多数

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. OPC プラスと微小循環改善による慢性静脈不全リスク削減に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to OPC Plus and reducing the risk of chronic venous insufficiency by increasing microcirculation pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

7 September 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1691.htm>

NDA パネル (食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル) は、OPC プラスと微小循環改善による慢性静脈不全リスク削減に関する健康強調表示について、科学的意見を要請された。

OPC プラスは、1 カプセルあたりブドウ (*Vitis vinifera* L.) 種子から抽出したプロシアニジンオリゴマー40mg とベリー類混合物 40mg、イヌリン 338mg を含んでいる。今回の申請で主張されている効果は、“OPC には静脈微小循環を改善し慢性静脈不全リスクを低減させる可能性がある”ということである。製品の対象者は 30 歳以上の男女である。NDA パネルは、静脈微小循環の「変化」とは慢性静脈不全の原因ではなく結果であり、提出された根拠は「静脈微小循環の変化」が慢性静脈不全リスクの低減という生理的な効果を示すものではないと考えている。また、OPC によるヒト介入試験データはない。NDA パネルは、今回の申請について、因果関係は確立されていないと結論した。

2. 年次報告書 2009

Annual Report 2009

http://www.efsa.europa.eu/en/keydocs/ar.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1

EFSA は、新しい戦略計画 2009～2013 年 (Strategic Plan 2009-2013) を開始した。

EFSA は、2009 年に 636 件の科学的意見を発表しており、その 68%は、製品、物質及び表示に関するものであった。例えば、“一般機能 (general function)” の健康栄養表示に関する意見の第 1 シリーズを発表した。また、定期的および緊急的な助言要求に対応できるようにするため質の高いデータの入手を継続し、2009 年には、参加国とともに次のデータコレクションをさらに充実させた：包括的食品摂取データベース、緊急リスクのための新規データツール、食品中の残留農薬のための第一次年次報告書、人獣共通感染症及び食中毒アウトブレイク夏期報告書。

2009 年の国際戦略は、EFSA がフードチェーンに関連するリスク評価の EU 担当機関として国際的に認知されるための重要なステップであり、WHO 及び FAO などの国際機関との協力関係の強化や日本の食品安全委員会とのデータ収集・共有に関する協力文書の締結を行い、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドとより親密な協力関係を結んだ。

さらに、パートナーや利害関係者とのコミュニケーションを通じて、EU 食品安全システムへの信頼強化に引き続き全力で取り組んでいく。

全体的に、2009 年は EFSA がパートナーや利害関係者との協力や対話をさらに強化した年であり、また、増え続ける独立した科学的助言への要求へ対応した年でもあった。

この年次報告書は、各参加国の言語で要約と本文が掲載されている。2009 年における EFSA の活動内容と件数は次の通り。科学的意見の発表 636 件、意見募集 66 件、研究費助成や委託 96 件、ウェブサイトへのアクセス 240 万件、電子ニュースレターの購読者 25,690 人、メディアでの報道 9,038 件、2009 年 12 月時点の職員 407 人、総会開催 99 回、作業部会の開催 729 回であった。

3. クローン動物についての現状更新

Update on the state of play of animal cloning

17 September 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/1784.htm>

2008 年の科学的意見と 2009 年の声明発表に続き、2010 年 7 月 1 日までの学術文献や EFSA に提供された情報などにもとづき現状の意見について発表する。

先の意見を再考する必要があるような新しい情報はない。

4. EU 市場で販売される遺伝子組換え昆虫の環境リスク評価基準の定義 外部報告書

Defining Environment Risk Assessment Criteria for Genetically Modified Insects to be placed on the EU Market - External report

15 September 2010

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/scdoc/71e.htm>

EFSA の委託した研究の報告書

基本的にケースバイケースで評価すべきとしている。

● 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 輸入食品と飼料のサンプリング活動報告書発表

Imported food and feed sampling activity published

Thursday 9 September 2010

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/sep/impfoodsurvey>

英国における輸入食品及び飼料のサンプリング及びサーベイランスに関する 2009/10 年の年次活動報告書を発表した。検体は、地方当局により予測されるリスクに従ってターゲットが絞られたサンプリング計画の一環として採集したため、無作為に採集するよりも基準に適合しない (non-compliance) 割合が高かった。

今期は、食品について 5,846 検体を検査し、261 検体 (4%) に微生物または化学物質で基準を満たさない結果が検出され、947 検体 (18%) は表示が正確でなかった。一方、動物用飼料 (97%は飼料用原料) について 233 検体を検査したところ、12 検体 (5%) が EC 基準を満たしておらず、これらの大部分は GM 飼料 (大豆製品) とカビ毒 (groundnuts) に関してであった。ただし、GM 飼料は未認可の GM 飼料というわけではなく、必要とされる表示がないことが理由に挙げられている。

* 報告書 : UK Local Authorities Imported Food and Feed Sampling Report 2009/10

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/importsurvey10.pdf>

2. GM 対話についての声明

GM dialogue statement

Friday 17 September 2010

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2010/sep/gmdialogue>

大臣は FSA に対し GM 対話プロジェクトは現在の形では継続されないことを確認した。政府の食品や農業分野への GM 技術の利用についての政策はまだ検討中である。GM 対話プロジェクトは消費者の見解を議論するため先の政府の要請で行われていた。

● 英国 CRD (Chemicals Regulation Directorate) <http://www.pesticides.gov.uk/>

1. モニタリング報告 2010

Rolling Reporting: Results 2010

16 September 2010

<http://www.pesticides.gov.uk/prc.asp?id=2870>

鞘付き豆、桃とネクタリン、梨の結果を発表
豆については

- ・ドミニカ共和国産 1 検体がフェンプロパトリンの MRL 超過、リスク評価スクリーニングの結果安全上の問題はない
 - ・バングラデシュ産 1 検体でクロルフェナピル・ジチオカルバメート・メトキシフェノジドの 3 つが MRL 超過、リスク評価スクリーニングの結果安全上の問題はない
桃とネクタリンについては
 - ・スペイン産 1 検体がキャプタンの MRL 超過、リスク評価スクリーニングの結果安全上の問題はない
梨については問題なし
-

● オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 農薬認可のためのオランダ食事リスク評価モデルの改訂

Revision of Dutch dietary risk assessment models for pesticide authorisation purposes
2010-09-09

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/320005006.html>

RIVM は、実際の濃度は一般的に低い、食品に残留許容量の最大量の農薬が含まれた場合の消費者のリスクを計算するためのモデルを改訂した。改訂の理由は、幼児の摂取量データが更新されたためである。リスク評価では、食品の総摂取量は農薬の濃度と密接に関わっており、求められた農薬の摂取量を毒性参照量と比較する。このリスク評価は、農薬の認可手続きの初期過程の 1 つである。

改訂モデルを使用すると、オランダ人の残留農薬摂取量の理論的な推定量は以前よりも高くなった。そのため、EU の残留農薬の最大基準をより下げる必要の可能性がある。これは、オランダのデータを欧州の消費者リスクを推定するための EFSA の計算モデル (PRIMO) へ当てはめることによって検討された。

本改訂計算モデルは、乳幼児 (babies/toddlers)、小さい子ども (young children) 及び成人を対象にしている。以前のモデルでは、乳幼児についてのデータを利用できなかった。さらに、改訂計算モデルでは、初めて、加工食品だけでなく生鮮食品の摂取データが含まれている。

● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. きこの取り扱いガイドライン

Guidelines for handling of mushrooms

<http://www.evira.fi/uploads/WebShopFiles/1219147520340.pdf>

ー放射性セシウム削減ー

最近食品で確認される放射性セシウム (^{137}Cs) は、主にチェルノブイリの原子力発電所事故 (1986 年) に由来している。フィンランドのいくつかの地域では、市販のきのこに EU のガイドライン値 (600 ベクレル/kg) を超えるほどの ^{137}Cs が含まれている。その含有量はきのこの種類によりさまざまである。放射性セシウムは、きのこを水に漬けたり茹でたりすることで除くことが可能であり、この工程で 70~90% のセシウムが削減できる。本ガイドラインには、キノコ別対策と汚染地域の地図が掲載されている。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA は電子煙草販売業者 5 者に警告

FDA acts against 5 electronic cigarette distributors

Sept. 9, 2010

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm225224.htm>

FDA は、根拠のない宣伝や質の悪い製造を行っている 5 つの電子煙草業者に警告文書を送付した。

FDA は、電子煙草製品は医薬品で FDA の規制対象であり、FDA に承認されない限り病気の治療や予防効果を謳ってはならない。しかしながら今回の 5 社は全て電子煙草が禁煙に役立つという効能表示を行っていた。警告文書を送付されたのは、E-CigaretteDirect LLC、Ruyan America Inc.、Gamucci America (Smokey Bayou Inc.)、E-Cig Technology Inc. および Johnson's Creek Enterprises LLC の 5 社。これらの企業には FDA に協力して公式に認められるという手続きを踏むことを求めている。

送付した警告文書や FDA の電子煙草調査結果、Q & A など公表し、禁煙を望む消費者に対しては他の FDA が認めた製品がたくさんあるのでそれらを使うように助言している。

2. 警告文書 (表示関連)

(FDA が企業宛に送付した警告文書をデータベース形式で公表している中から、食品の表示に関するものを紹介する)

ユニリーバ米国

Unilever United States, Inc. 8/23/10

August 23, 2010

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm224509.htm>

「リプトン緑茶 100% ナチュラル 天然デカフェ」の宣伝文句が食品医薬品法違反である。お茶でコレステロールが下がるというウェブでの宣伝は「新規医薬品」とみなされる。さらに「抗酸化物質」という用語などは未承認栄養成分表示にあたる。

キャドバリーアダムス USA

Cadbury Adams Usa Llc 8/30/10

AUG 30 2010

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm224571.htm>

カナダ ドライスパークリング グリーンティー ジンジャーエールの宣伝が食品医薬品法違反である。「緑茶由来抗酸化物質 200mg を含む」というのは栄養成分表示に相当する。強調成分を表示するには参照 1 日摂取量が設定されていなければならない、さらに「多い」という表示にも基準がある。

Fairfield Gourmet Food

Fairfield Gourmet Food Corp 9/1/10

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm224888.htm>

David のチョコレートマーブルトリュフケーキの表示は食品医薬品法違反である。「トランス脂肪 0 グラム」と表示されているが、総脂肪や飽和脂肪を一定量以上含む食品にこの表示をする場合には「脂肪、飽和脂肪、コレステロール含量については栄養成分表示を見ること」との説明が必要である。

3. ダイエタリーサプリメントとして販売されている製品のアロマトラーゼ阻害剤：リコール

Aromatase Inhibitors in Products Marketed as Dietary Supplements: Recall

Posted 09/20/2010

<http://www.fda.gov/Safety/MedWatch/SafetyInformation/SafetyAlertsforHumanMedicalProducts/ucm226343.htm>

対象：消費者、地域医療担当者、薬局

問題：ダイエタリーサプリメントとして販売されている製品に、通称「ATD」と呼ばれるアロマトラーゼ阻害剤が含まれる。アロマトラーゼ阻害剤の使用に関連する有害事象には以下のものがある：骨の成長や成熟速度低下、精子形成減少、不妊、攻撃的行動、副腎不全、腎不全、肝機能障害。肝、腎、副腎、前立腺に異常のある消費者は副作用リスクが高い。

背景：FDA はアロマトラーゼ阻害剤を含む製品は身体の構造や機能に永続的損傷を与える蓋然性があると結論した。FDA はこれらの製品の製造業者に対してこれらは食品成分の定義を満たさないため製品は食品医薬品化粧品法違反であると通知した。これらの製品は小売り店やインターネットによる直接販売などで全国に広く販売されている。一部は既に販売を停止しているが一部はまだ販売を継続している可能性がある。

助言：これらの製品を所有している消費者は直ちに使用を中止すべきである。もし何らかの副作用を経験している場合には医師に相談すること。製品の写真はリンクを参照。

製品名は Kilosports, Inc の Clomed、Advanced Muscle Science, Inc の Arom-X, Arom-X

UTT, Arom-XL, 4-AD, Decavol Capsules、Fizogen Precision Technologies の CYCLE II HARDCORE および iForce Nutrition LLC の Reversitol など

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA はテンサイについて次の段階を発表

USDA Announces Next Steps on Sugar Beets

Sept. 1, 2010

<http://tinyurl.com/28pdcoq>

動植物衛生検査局 (APHIS) は、ラウンドアップレディテンサイの判決への対応を発表した。

- APHIS は厳しい条件下でのこの秋の苗の生産の認可申請を受け、認可している。
- また一部規制解除申請も受けている。現在環境解析を作成中でパブリックコメントも受け付けた上で、今年末までに暫定的規制を決定する。

裁判所の判決は遺伝子組換えテンサイを規制下に戻すというものであるが、2010年8月13日までに植えられたテンサイには適用されない。既に栽培中の遺伝子組換えテンサイは加工され砂糖として販売される予定である。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. CFIA は輸入食品への規制案に意見を募集

Canadian Food Inspection Agency Seeks Comments on Regulatory Proposal for Imported Food Sector

September 7, 2010

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/2010/20100907e.shtml>

CFIA は、ある種の輸入食品に新しい規制を導入する案について利害関係者や一般の人々からの意見を2010年10月4日まで募集する。提案には輸入業者に免許を与えることなどの安全規制強化を含んでいる。

CFIA は、Canada Agricultural Products Act のもと、次のような規制を提案している。

- 食品製品の安全性のため輸入業者の説明責任を強化する
- CFIA による重要な食品安全の情報伝達力を強化する
- カナダの食糧供給の安全性についての消費者の信頼性を向上させる

CFIA は、大部分の食品生産業者、加工業者、流通業者、輸入者が、カナダ国民へ安全な食品を供給していると認識している。それと同時に、カナダ国民を保護するためには、政府が行う検査の対象を現状に合わせて絞る必要がある。また、現行の食品安全システムは十分であるが、この複雑な国際市場においてリスクに対しより良く対応できるようにするための改善策を継続して模索する必要がある。

規制案の詳細と意見提出は、以下のページに掲載されている。

Imported Food Sector Regulatory Proposal

<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/lic/lice.shtml>

2. 消費者は乳児用粉ミルクの缶をよく調べるように

CONSUMERS CAUTIONED TO INSPECT POWDERED INFANT FORMULA CANS

September 17, 2010

<http://inspection.gc.ca/english/corpaffr/recarapp/2010/20100917e.shtml>

CFIA とネスレカナダは国民に対し、オンタリオ州 Nepean でいくつかの粉ミルクの缶に異物混入が見つかったため注意喚起を行う。

ネスレの乳児用鉄強化粉ミルクの缶 3 つの中身が小麦粉のような粉末だった。消費者は缶の蓋が密封されていることを確認すること。CFIA はこの件を警察に通報し、捜査中である。

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 2010 年上半期の多消費食品の収去・検査結果の発表

2010.09.08

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=13093>

—126 品目 5,016 件検査し 8 品目 16 件不合格—

食品医薬品安全庁は、'10 年上半期に多消費食品 126 品目 5,016 件を収去し、検査した結果を発表した。今回の収去・検査は'09 年に開始し、'11 年に終了する「500 品目の多消費食品の収去・検査」の一環で、国民健康栄養調査の摂取量などを考慮して国民が日常的にたくさん摂取する食品を選定し、検出可能性がある有害物質を検査する事業である。

※ '09 年 100 品目(不合格 8 品目, 10 件)、'10 年 200 品目進行中、'11 年 200 品目予定
今回の収去・検査結果

乾燥シイタケ、澱粉など 8 品目 16 検体(0.3%)の食品で二酸化硫黄、残留農薬、大腸菌などが検出され行政処分を行った。

今回の収去対象は、醤油、コチュジャン、アイスクリームなどの加工食品、白菜、にら、かだい、さば、ソーセージなどの農・水・畜産物、キトサン含有製品などの健康機能食品で、検査項目は、重金属(鉛、カドミウムなど)、残留農薬(エンドスルファン、ジメトモルフな

ど)、食中毒菌(黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌など)及び動物用医薬品(エンロフロキサシン、テトラサイクリンなど)であった。

食品医薬品安全庁は、下半期にも 200 品目の食品の収去・検査を継続し、その結果からシイタケのカドミウムなど基準設定を行う予定である。

2. 食品の疾病治療などの虚偽・誇大広告に注意

2010.08.27

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=13007>

ー食品などの虚偽・誇大広告の取り締まりを長期的に強化ー

食品医薬品安全庁は、今年 4 月から 7 月まで、インターネット、新聞などを通じて食品(健康機能食品含む)に疾病治療の効果があるように虚偽・誇大広告した事例 852 件を摘発し、行政措置を行った。<添付資料 1>

今回の調査では、心臓疾患、高血圧、歯周炎などに効果があると広告した CoQ10 製品、便秘治療、利尿作用、関節炎軽減の効果があると広告した製品、潰瘍改善、抗がん作用などを広告した製品など 326 件に対して、営業停止または告発などの措置を執った。また海外サイト 526 件(虚偽・誇大広告 412 件及び食品に使用が禁止されている物質を含む製品販売行為 114 件)は、放送通信審議委員会及びインターネット業者に当該製品の接続遮断と広告禁止を要請した。

総 852 件の内訳は、疾病効能広告 650 件(76.3%)、未承認物質<海外サイト> 114 件(13.4%)、性機能改善広告 52 件(6.1%)、ダイエット効能広告 21 件(2.5%)、認証・保証広告 7 件(0.8%)、その他 8 件(0.9%)であった。

食品医薬品安全庁は、食品などの虚偽・誇大広告行為にだまされないように消費者(特に高齢者、婦女子)が注意すること、このような虚偽・誇大広告を発見したら食品医薬品安全庁ホームページまたは近くの衛生関連部署に届け出るよう推奨する。

3. 韓国は食品をどのくらい輸入していますか？

2010-09-07

http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?act=detailView&dataId=155682885§ionId=p_sec_1&type=news&flComment=1&flReply=0

ー2010 年 輸入食品検査年譜の発刊・配布ー

食品医薬品安全庁は、2009 年輸入食品状況を分析した結果、金額は 8,434 百万ドルで 2008 年に比べて 14.5%減少、重量は 11,302 千トンで 3.7%減少、件数は 255,341 件で 0.2%増加したと発表した。

最も多く輸入した品目(重量基準)は「小麦粉製造用小麦」で、1980 千トンが輸入され、2008 年 2,244 千トンに比べて 11% 減少した。これは全体輸入重量の 17.5%(2008 年 19.8%)に相当し、金額では 488 百万ドルで、2008 年 920 百万ドルの 53%だった。2 番目に多く輸入された食品は食用油脂など製造・加工原料として使用する原料用製品、次いでとうもろこ

しだった。今回の検査計画で初めて分析対象になった有機食品は総 21,293 トン、39,735 千ドルが輸入された。輸入相手国は、アメリカ 2,944 千トン(26.1%)、オーストラリア 2,184 千トン(19.3%)、中国 2,158 千トン(19.1%) の順で、金額では中国 1,864 百万ドル(22.1%)、アメリカ 1,797 百万ドル(21.3%)、オーストラリア 767 百万ドル(9.1%)の順であった。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、トリコデルマ・ロンギブラキアタム (*Trichoderma longibrachiatum*)株(CBS 614.94.)由来のキシラナーゼをビスケット、菓子パン、ケーキ、通常のパン及び特殊パン製造に加工助剤として使用することについて意見書を提出
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200190475>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)は、澱粉から甘味料やマルトデキストリンの製造にプルラニバチルス(*Pullulanibacillus* sp.)株(DSMZ 22469)由来の酵素プルラナーゼを加工助剤として使用することについて意見書を提出
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200200475>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、第 4 回「農薬・残留農薬」委員会(2010 年 5 月 4 日開催)の議事録を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200280314>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、第 5 回「日用品」委員会(2010 年 4 月 22 日開催)の議事録を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200420314>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、食品加工助剤として離型剤に蜜蝋、カルナバ蝋、カンデリラ蝋を使用について意見書を提出
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200410475>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、そばのシアン化水素(HCN)(ベッチ種子：*Vicia sativa*)汚染及び介入レベルの設定について意見書を提出
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200550475>
- フランス食品衛生安全庁(AFSSA)、肉用鶏のニカルバジンの主成分とする抗コクシジウム症用飼料添加物認可について意見書を提出
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03200800188>

ProMED-mail

1. 食中毒 ロシア 亜硝酸ナトリウム

Food poisoning - Russia (PE): sodium nitrite

10-SEP-2010

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:4145863681723461::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,84734

—NewsProm.Ru news agency より—

Perm のお菓子工場の労働者 40 人が食堂で昼食を食べた後に食中毒になり、3 人が重症で集中治療室で治療を受けている。食堂にあった皿と食卓塩から亜硝酸ナトリウムが検出された。

米国歯科医師会

1. BPA のレビュー；歯科用材からの暴露評価

Study reviews BPA; assesses exposure from dental materials

September 07, 2010

<http://www.ada.org/news/4728.aspx>

Pediatrics の 10 月号に発表された研究で歯科用材からのビスフェノール A (BPA) 暴露評価を行っている。この論文は、これまでの歯科用材の BPA についての研究をレビューしたものである。BPA は歯科では樹脂ベースのシーラントや複合材料に使われている。歯成分としては滅多に使われないが、複合材やシーラントの成分の副産物や分解産物として微量存在することがある。シーラントからの BPA 暴露量は EPA が安全だと考える量の 1/200 である。EPA の基準は毎日暴露される量であるが、シーラントから BPA が検出されるのはたった一度、装着するときだけである。データはないが著者は BPA の暴露はシーラントを取り付けた直後に表面をきれいに洗えば最小化できると結論している。

「樹脂ベースの歯科用材料のメリットは明確であり BPA 暴露は短時間のみであるから使用継続を薦める」

Nature ニュース

1. トランスジェニック魚大きくなる

Transgenic fish go large

Published online 14 September 2010

<http://www.nature.com/news/2010/100914/full/467259a.html>

—遺伝子組換えサケが認可される見通し—

もうすぐ、米国の食卓に初めての遺伝子組換え動物が登場するだろう。FDA は野生の大西洋サケより 2 倍早く生長する GM サケを、早ければ来週にも認可すると予想されている。

この魚はチヌークサーモン (キングサーモン) の成長ホルモンをコードする遺伝子と、キングサーモンとウナギに似た ocean pout という魚の調節配列を 1 コピー含む。大西洋サケは通常冬は生長を停止するが GM サケは一年中成長ホルモンを産生する。その結果通常市販までに 3 年かかるのが 1 年半になる。

開発した AquaBounty Technologies はこの魚の認可に 10 年以上を費やした。2009 年に

FDA は GM 動物を動物用医薬品と分類することに決めた。この決定には一部反対があったが、FDA は全ての情報を開示することで対応した。

環境団体は魚が逃げる可能性があるとして反対している。しかし 99%以上は三倍体で生殖能力はなく、内陸で養殖されるため、逃げて野生のサケと交配する可能性は極めて低い。

次に食卓に上がる GM 動物はカナダの Guelph 大学で開発した Enviropig であろう。この豚は餌からのリンの吸収が良く、堆肥のリン含量が少ない。リン含量の多い堆肥は水系で藻の大発生を誘発するため、Enviropig は環境負荷が小さい。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室